

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年11月10日(金)午後1時30分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中6名が欠席)

2番 津田 征士郎	20番 園田 操	24番 坂口 信行
35番 北口 和皇	40番 村上 正春	50番 橋本 義則

午後1時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中42名でございまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は皆様方、大変お忙しい中に総会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

11月になりまして、朝晩は相当気温の差がひどく、大変体調を崩しやすい日でございます。特に健康に注意させていただきたいと思えます。また、本日の総会は農政協議会も開催されます。長時間になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請となっております。総会の審議がスムーズに進行しますよう、よろしく願いいたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には16番の嶋村鎮雄委員と17番の藤本照義委員を、書記に事務局の渡邊靖雄参事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請を初め全6件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

すみません、訂正がありますのでよろしくお願いします。

まず議案書を1枚開いていただきまして目次のほうからよろしくお願いします。目次の第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちら1件取り下げがっておりますので35を34と訂正をお願いします。合計数がこれに伴いまして105を104と訂正方お願いします。

あとは個別のものに入っていきます。

8ページをお願いします。6番ですけれども、こちらの農地区分、今は第1種農地となっておりますけれども、こちらを2種農地と、1を数字の2と訂正方お願いします。

続きまして、19ページになります。32番ですけれども、こちらのほうを取り下げになっておりますので斜線等に対応方お願いします。

続きまして、24ページになります。6番ですけれども、こちら土地の所在というのが2筆ありますけれども、こちらの備考欄の下段のほうの筆ですけれども、「西区河内町河内字白岩1062-1」と、こちらの備考欄に追記方お願いします。内容としましてはほぼ上と同じなんですけれども、「移転時期平成29年11月20日」と、「売買価格106,387円」と、「(口座振込)」と、こちらのほうを全て追記をお願いします。内容としましては上に書いてあるとおりで、ちょっと金額が変わっておりますけれども。

また、続きまして、7番ですけれども、7番につきましては売買価格、今こちらの備考欄には下段のほうですけれども、「1,017,535円」と、こちらを削除いただいて、以下の金額をお願いします。「982,465円」です。こちらのほうに金額の訂正をお願いいたします。

続きまして、26ページになります。9番ですけれども、こちらの譲渡人ですけれども、今、「熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目36番5-20」になっておりますけれども、この20じゃなくてこれは205の間違いですので、こちらのほうに「20」の後に数字の「5」を追記方お願いします。

続きまして、36ページになります。36ページのちょっと数字が消えておりますけれども、前のページからの続きになりますので4番に当たるところですけれども、こちらの「設定する利用権」、「支払い方法」、「賃借料」、「作物」と書いてありまして、今こちら下からいくと「畑作物」、「水稻」と書いてあります。こちらの「水稻」を「畑作物」と訂正をお願いいたします。筆で言いますと「南区富合町小岩瀬字京坪372」、畑の313㎡ですけれども、こちらの「支払い方法」、「賃借料」、「作物」のこちらの「水稻」を「畑作物」と訂正方お願いします。

それと最後になりますけれども、39ページになります。1番ですけれども、こちらの土地の表示、今は「他5筆」と書いてありますこちらを「他7筆」と訂正方お願いします。

訂正については以上です。

議 長

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、27件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区健軍本町にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には水稻、露地野菜を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番申し上げます。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の譲受人は、東区下南部2丁目にお住まいの兼業農家の経営拡張のために農地の所有権移転をする申請です。申請地には許可後は大根、カンショを作付されます。

以上、2番につきましては、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

38番 田上正富委員

10番委員の三原委員が欠席でございますので、かわりまして38番委員、田上が説明をさせていただきます。

3番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

6番と7番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。6番の譲受人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。7番の譲受人も水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

8番から10番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上8件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、3番から10番まで地元委員よりご報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

4 6 番 赤木英雄委員

4 6 番委員、赤木です。

1 1 番から 1 4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 1 番は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う地上権設定の申請です。これは太陽光発電設備者と営農者が異なるときに設置者は空中部分を利用することから、3 条許可申請が必要となっております。なお、地中等の部分については、転用となる議案書 1 1 ページ 9 番のとおり 5 条の同時申請を行っております。

1 2 番は、おいへの贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

1 3 番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作付けており、許可後は水稻をつくられる計画です。

1 4 番は、経営拡張のための所有権移転の許可申請です。譲受人は水稻とナス及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻とナスをつくられる計画です。

以上 4 件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、許可申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1 1 番から 1 4 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 5 番。

3 2 番 林田智博委員

3 2 番委員、林田です。

1 5 番から 1 8 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 5 番と 1 6 番は関連で、ともに子へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作付されており、許可後は水稻と露地野菜をつくられる予定です。

1 7 番と 1 8 番は関連で、それぞれ賃貸借と所有権移転により経営拡張するための申請です。譲受人は露地野菜を作付されており、許可

後は水稲と露地野菜をつくられる予定です。地区委員会で営農計画等を聞き取り、何ら問題ないことを確認いたしました。

以上4件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、許可は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、15番から18番まで地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

事務局 　　それでは事務局からのお願いなのですが、マイクの関係で、森会長のマイクがオンになっている状態のときに、お話しになる委員さんがまた同じくマイクをオンにされると、両方がオンになると音声が出ないような仕組みになっております。ですから森会長の発言が終わってからご自分のマイクをオンにさせていただくように、よろしくお願いたします。

議 長 　　お願いしておきます。
それでは、ただいま15番から18番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

19番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲とお茶を作付けており、許可後はお茶をつくられる計画です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、クリ、タケノコを作付されており、許可後はクリをつくられる計画です。

21番と22番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。

譲受人は宇土市で大豆を作付けており、熊本市での農地の取得が初めてであったため地区委員会で聞き取りを行い、営農計画等について何ら問題ないことを確認いたしました。許可後は大根、白菜、露地野菜をつくられる計画です。

以上4件について先日、地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より19番から22番について報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

34番 谷口憲治委員

34番、谷口でございます。

23番から27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番と24番は関連でございます。独立就農のための賃貸借権を設定される申請でございます。許可後は水稻、里芋、カンショ、ナス、オクラ、ジャガイモ等を作付される予定でございます。先日の地区委員会に出席いただき営農計画等を聞き取りいたしました。何ら問題がないことを確認いたしております。

25番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請でございます。申請人は水稻、スイカ、ナスを生産する専業農家です。許可後はスイカとナスを作付される予定でございます。

26番は、経営拡張のための所有権移転申請でございます。申請人は水稻、スイカ、キュウリを生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定となっております。

27番は、後継者への経営移譲のための使用貸借権の申請でございます。申請人は水稻、メロン、柿を生産する専業農家で、許可後は柿を作付される予定でございます。

以上5件、さきの地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　　ただいま、23番から27番まで地元委員より報告がございました。
この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、8
件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照
らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満
の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、
申請人はさきの熊本地震にて被災し、自宅が全壊となったため現在の
住所に仮住まい中で、以前住宅のあった隣接地に個人住宅1棟を建築
される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。
資金計画と証明、給排水計画、被害防除については問題なく、周辺農
地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要と
なりますが、今回の申請地近接の他地目2,448.39㎡、後の3
号議案、5条申請1番の1,426㎡に本申請地を合わせた総事業面
積4,330.39㎡に、本申請のほか建て売り住宅12棟と合わせ、
集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認い
たしております。工事完了は平成30年6月30日までの予定で、許
可後は速やかに目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討し
たところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満た
しているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いい
たします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この
件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、共同住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地周辺は住環境が整った地区でありアパートの需要が高いため、木造2階建て2棟、駐車場8台分などを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年12月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10h

a以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積1,434㎡で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要ですが、都市計画の線引き以前から所有している土地に該当し、開発景観課に事前審査の申請をしてあります。隣接農地の同意、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年12月1日から平成30年5月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

4番は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農業用倉庫1棟で妥当な面積と思われます。資金計画、隣接同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ていない農業用倉庫敷地として利用していたことに対し、始末書の提出がっております。工事計画は、平成29年12月10日から平成30年5月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

5番から6番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積390.06㎡、転用面積238㎡で、

妥当な面積と思われます。ただ、昭和33年に住宅を建築し、その後も増築等をしてしまったもので、義父の代からとはいえ転用許可を得ていなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

6番は、自宅への進入路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、一部転用で130.90㎡であり、自宅への進入路としては妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ず進入路として利用してきたことを深く反省され、てんまつ書の提出を受けております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、5番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

7番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、トラクター等の農業機械を収納する農業用倉庫及び車置き場、旋回スペースで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、一部を許可なしに車置き場として使用しており、始末書の提出がっております。工事期間は、平成29年12月1日から平成30年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したとこ

ろ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

8番につきまして、地区委員会での協議結果を報告いたします。

8番は、進入路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画、自宅への進入路として17.83㎡で、妥当な面積だと思われれます。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、許可を得ていないままこれまで進入路として使用していたことについて、始末書の提出がっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果がございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、34件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産の売買などを営む法人が、農地の所有権を移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地のほか他地目2, 448.39㎡、第2号議案、4条申請の1番の456㎡を合わせた総事業面積4,330.39㎡に、本申請の建て売り住宅12棟、4条申請の個人住宅を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、第2号議案、4条申請1番と合わせ同時に手続中であることを確認いたしております。工事完了は平成30年12月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番と3番は関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地5筆、計1,616㎡に建て売り住宅6

棟を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等には問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成31年3月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、同時に手続中であることを確認しております。

以上、2番、3番につきまして、地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

4番から8番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、防災用品・防災機器の販売等を営む法人が、駐車場への所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、来客用の駐車場1台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年12月25日から平成30年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

5番は、親子間で使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。ただ、許可を得ず一時、近隣の建設現場の廃材が捨てられ、現在は耕作ができる状態でないため、今後このよ

うなことがないようにとの始末書が提出されております。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年12月20日から平成30年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

6番は、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年12月1日から平成30年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、所有権を移転し進入路へ転用する申請です。申請人は隣地に漁業者住宅を計画、間口が狭く車の出入りが困難なため進入路を拡幅するものです。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積569.30㎡に他地目が540.30㎡あり、転用面積29㎡を住宅への進入路として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、許可日から平成30年7月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、所有権を移転し個人住宅及び公衆用道路へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内的の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に隣接して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築及び公衆用道路の整備で、転用面積としては適正なものと判断されます。ただ、申請地の一部が取得する前より里道と一体で舗装されており、本来なら取得の際、転用申請を行うべきところ、手続を行わず現状に至っているため、今後このようなことがない旨の始末書が提出されております。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年12月10日から平成30年8月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

9番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う変更のための許可申請です。一時転用の期間は許可日から3年間です。農地区分は、農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、事業面積2万3,250㎡に太陽光パネル6,912枚、認定利用量1,750kwで、フェンスの支柱217本及びキュービクル1基を設置し、合計一時転用面積は153㎡で妥当な面積と判断されます。営農状況につきましては、太陽光パネルの下部にミョウガを栽培されております。長年、耕作放棄地であり、湿地帯のような状況であったことから土壌改良に時間を費やし、水利や除草作業、病虫害駆除を続け、本年7月から10月までに6,439kgを収穫、出荷することができています。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。地区委員会において規定量の収穫・出荷の確保に努力されるように要求したところです。また、今後、地区委員会での定期的な現地確認を行うこととし、今回の申請に対する許可はやむを得ないと判断しました。

10番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断し

ました。土地利用計画は、建て売り住宅4棟で妥当な面積と思われる。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度の区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのこと。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から平成30年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。しかし、許可を得ていない車両置き場として利用していたことについて、始末書の提出があっております。工事期間は、平成29年12月1日から平成30年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

12番は、所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成30年1月10日から平成31年1月10日までの予定、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、9番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、9番につきましては、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、14番。

--

13番。

議長 失礼しました。13番からだったですね。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

13番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

13番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積101.08㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景觀課に事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年12月15日から平成30年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番から16番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画、建て売り住宅7棟分で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課の事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年12月10日から平成31年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、資材置き場のための賃借権設定の転用許可申請です。賃借人は南区の下水道工事等を行っている法人で、工事現場にも近いことから申請地を選定したものです。農地区分は、生産性の低い、10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、下水用排水管等の資材置き場、2台分の重機置き場で、妥当な面積と思われます。しかしながら、許可を得ずに資材置き場として使用していたことに深く反省している旨の始末書の提出を受けており、今回は、現状回復した上での申請となっております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日

から平成30年2月10日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、13番から17番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

18番と19番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

18番と19番は関連で、社会福祉法人の所有権移転によるグループホーム建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、土地収用法3条に該当し、公益性の高い事業に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画、障害者支援のためのグループホーム1棟、運動場、野菜及び柿栽培訓練所、9台分の駐車場を整備される計画で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年2月1日から平成30年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、18番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、20番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

20番から29番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番、21番は関連です。譲受人が所有権移転により個人住宅を建てるための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、軽量鉄骨造2階建て1棟を計画されており、転用面積としては適当と思われます。汚水等は合併処理浄化槽を設置し市道側溝へ接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は市道側溝へ接続されます。隣接農地との調整は済んでおり、周辺への被害防除等は問題ないものと思われます。資金証明等、必要書類は添付されています。工期は、平成30年1月15日から平成30年8月31日までを計画されています。開発許可が必要ですが、事前協議済みということです。

22番は、借り人が賃借権を設定して太陽光発電設備を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル288枚、パワーコンディショナー9台で、転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。隣接農地とは調整が済んでおり、周辺農地への被害防除等、問題ないものと思われます。資金証明等、必要書類は添付されています。工期は、11月25日から平成30年2月28日までを計画されています。

23番から27番は関連です。発電事業を行う法人が、所有権移転により太陽光発電設備の設置及び通路拡張のための転用申請です。事業区域は山林を挟んだ形となっており、山林の西側は10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地、山林の東側は10ha未満の小集団で生産性の低い農地で第2種農地の混在地です。農地面積は2,886㎡、うち第1種農地は295㎡、第2種農地は2,591㎡、山林が3,831㎡、総事業面積は6,717㎡です。第1種農地は原則不許可ですが、他の土地との一体利用の場合、全体面積の3分の1を超えない場合は転用可能なので、例外規定に該当するものと思わ

れます。なお、古くから山林化したところがあり耕作できなかつた旨のてんまつ書が添付されています。土地利用計画は、1ブロック太陽光パネル400枚、49.5kwの売電計画で、全体4グループの配置計画となっており、転用規模としては適当と思われます。雨水は地下浸透させ、敷地内の排水路を整備し既設の水路へ接続される計画です。隣接農地とは調整が済みであり、周辺農地への被害防除等は問題ないものと思われます。資金証明等、必要書類は添付されており、九州電力からの工事負担金の写しも添付されています。工期は、平成30年1月9日から平成30年11月30日までを計画されています。

28番は、親子間で使用貸借権を設定し個人住宅を建てるための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地の一団で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、転用規模としては適当と思われます。汚水等は合併処理浄化槽を設置し市道側溝へ接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は市道側溝へ接続されます。隣接農地との調整は済みであり、周辺への被害防除等は問題ないものと思われます。工期は、平成29年12月1日から平成30年10月31日までを計画されています。開発許可が必要ですが、事前協議済みです。

29番は、譲受人が所有権移転により個人住宅を建てるための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地の一団で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、転用規模としては適当と思われます。給排水計画は、市の上下水道に接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は市道側溝へ接続されます。隣接農地との調整は済みであり、周辺への被害防除等は問題ないものと思われます。工期は、許可日から平成30年7月31日までを計画されています。開発許可が必要ですが、事前協議済みです。

以上10件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、20番から29番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、30番。

33番 高群藤雄委員

33番委員、高群です。

30番から35番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番と31番は関連でございます。自己の事業に供する資材置き場への転用のための所有権移転による許可申請です。農地区分は、10ha以上の規模を有する一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものについては、不許可の例外として許可できるとなっており、これに該当すると思われます。土地利用計画は、建築利用のための資材置き場、貯木場、車両旋回場、通路などで、適当と思われます。雨水は地下浸透式で、オーバー分は道路を経て水路へ流す予定です。土砂の流出、被害防除等の心配もないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事は平成30年1月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

32番は、取り下げです。

33番は、法人が、従業員及び事業所用の車両の駐車場のための賃貸借による転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、従業員車両と事業用車両の98台分と通路で、適当と思われます。雨水は計画地内を砂利引きとして自然地下浸透方式で、オーバー分は道路を経て側溝へ流す予定で、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事は平成30年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

34番は、法人が所有する社員寮の駐車場確保のための所有権移転による駐車場への転用の申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接社員寮の社員車両と、会社の社会貢献として、熊本地震で飼えなくなった犬の里親探しをしているボランティアに犬小屋を貸しており、そのための駐車場と合わせて9台分と、通路及び傾斜地ののり面で、適当と思われます。雨水については地下浸透式で、かつ浸透柵で対応する予定です。事業計画、見積書、残高証明等もそろっており、工事は平成30年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着

手されることを確認しております。

35番は、個人が所有するシェアハウスの駐車場確保のための所有権移転による駐車場への転用の申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接のシェアハウスの住人と寮母用車両の駐車場6台分と、通路及びのり面等で、適当と思われます。雨水については地下浸透式で、かつ浸透柵で対応する計画です。土砂の流出、被害防除等も心配ないと思われます。事業計画、見積書、残高証明等もそろっており、工事は平成30年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より30、31で、32番は取り下げでございまして、33、34、35番まで報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細22ページの1番から24ページの7番までの合計7件で、1番から4番までが公社からの売り渡し、5番から7番までが公社による買い取りです。面積は、7件合わせまして、田5,085㎡、畑2万4,223㎡の、合計2万9,308㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細25ページの8番から31ページの18番までで、貸手11名、借手8名の件数11件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が6件で、面積は11件合わせまして、田6万5,369㎡、畑8,951㎡の、合計7万

4, 3 2 0 m²です。権利の種類につきましては賃借権及び使用賃借権、利用内容といたしましては水稻、露地野菜、麦、大豆です。

次に、再設定分です。明細 3 1 ページの 1 9 番から 3 3 ページの 2 3 番までで、貸手 5 名、借手 5 名の件数 5 件です。契約期間別では 6 年未満が 1 件、6 年以上 1 0 年未満が 1 件、1 0 年以上が 3 件で、面積は 5 件合わせまして、田 1 万 7, 7 4 7 m²、畑 3, 7 4 3 m²の合計 2 万 1, 4 9 0 m²です。権利の種類につきましては賃借権及び使用賃借権、利用内容といたしましては水稻、露地野菜です。

続きまして、第 5 号議案です。

3 4 ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細 3 5 ページの 1 番から 3 8 ページの 9 番までで、貸手 9 名の件数 9 件です。契約期間別では、6 年未満が 2 件、6 年以上 1 0 年未満が 1 件、1 0 年以上が 6 件で、面積は 9 件合わせまして、田 4 万 4, 7 0 3 m²、畑 2, 5 7 0 m²の合計 4 万 7, 2 7 3 m²です。権利の種類につきましては賃借権及び使用賃借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることが確認されております。

第 4 号議案及び第 5 号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第 6 号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、3 件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

失礼しました。16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は兼業農家で、東区画図町大字下無田の田8筆の全農地について、願出人みずからが引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認いたしております。

以上、1番につきまして、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番、3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区秋津町秋田の田8筆の全農地について、願出人みずからが引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

3番の願出人は兼業農家で、東区秋津町沼山津の田5筆の全農地について、願出人みずからが引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、2番、3番につきましては、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、

この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、次第の5の報告事項です。報告事項1について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 黄色の冊子をごらんください。報告事項としまして1番から11番までの報告事項が上がっております。合計84件と件数はなっております。
以上、報告いたします。
- 議 長 報告2について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局でございます。
職員の任免についてご報告いたします。平成29年10月16日付で南区分室のサワタリ主任主事のほうが、引き続き30年2月28日まで休職ということになっております。よろしく願いいたします。
以上です。
- 議 長 それでは、報告事項の3について事務局より説明をお願いします。
局長とコバヤシが説明いたします。
- 事務局 私のほうから、今ちょうど11月が農業委員と推進委員さんの募集期間、申請期間となっております。いろいろな要項等については各機関を通してお配りしているところがございますが、ご本人もしくは推薦人さんのほうで、申請の内容についてわからないところがございますら私のほうに問い合わせ、もしくはブランド推進課に問い合わせいただきたいというふうに思っております。あくまでも11月30日が締め切りなので、そこまでに間に合うようお願いしたいと思います。
2点目が、組織の見直しについてと書いてございますが、現時点までに、前回の総会までに集約を図りながらやっていくということでご説明していたと思うんですが、現時点までの経過状況だけでもお伝えしておきたいと思えます。

南と西と、今、各分室がございますけれども、そこにちょうど農水局さんの各課がございます。各課分室がございますが、あちらのほうですが、どうも聞きますところ天明のまちづくりセンターのほうに集約をしたいということで、今、説明に入っているようでございます。そうすると、説明がされてそういうふうな部分が来れば、うちにも南と西に分室がございますので、農水局さんの室が動けば、必然的にうちも動かざるを得ないかなというところの説明をさせていただいているところでございます。

あと中央と東と北の部分については、私どもの分室は北分室しかございませんが、今、農水局さんのほうでは、各東と北のほうに農業振興課及び分室がございますので、その分室については集約の中で北部まちづくりセンター、旧北部総合支所のほうに移りたいということで、今、説明をされているというふうなことを聞いております。議会筋もしくは関係団体に説明をしておられるということになっていると思います。説明が終わられて結果の後でございますが、結果の後、その状況になりましたならば、うちの分室としても動かざるを得ないときが来るのかなというふうなところだけ、今、経過状況だけご説明を申し上げます。

以上でございます。

事務局

私からは全国農業新聞についてのご説明をさせていただきます。皆様にお配りしているペーパーの右肩に519号と書いてあります資料があるかと思います。こちらのほうをごらんいただきたいと思います。こちらは農業会議のほうより、全国農業新聞の期別の増減分推移表の送付についてということで連絡が来ております。裏のほうを見てくださいと一番上のほうに、熊本市のこし1月から10月までの新規申し込み部数の表というふうになっております。このように申し込みの部数が大変少ないということで農業委員の皆様より、お1人当たり2部以上の新規購読をお願いしますというようなご連絡が来ておりますので、ご報告を申し上げます。

私からは以上です。

議長

ただいま事務局より報告について説明がありましたが、何か質問等ございませんか。ある方は手を挙げて言ってください。何もございませんか。

次に、次第6のその他ですが、本日は何もありません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後2時49分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年11月10日

会 長 森 日出輝

署名委員 鳴村 鎮雄

署名委員 藤本 照義

書 記 渡邊 靖雄